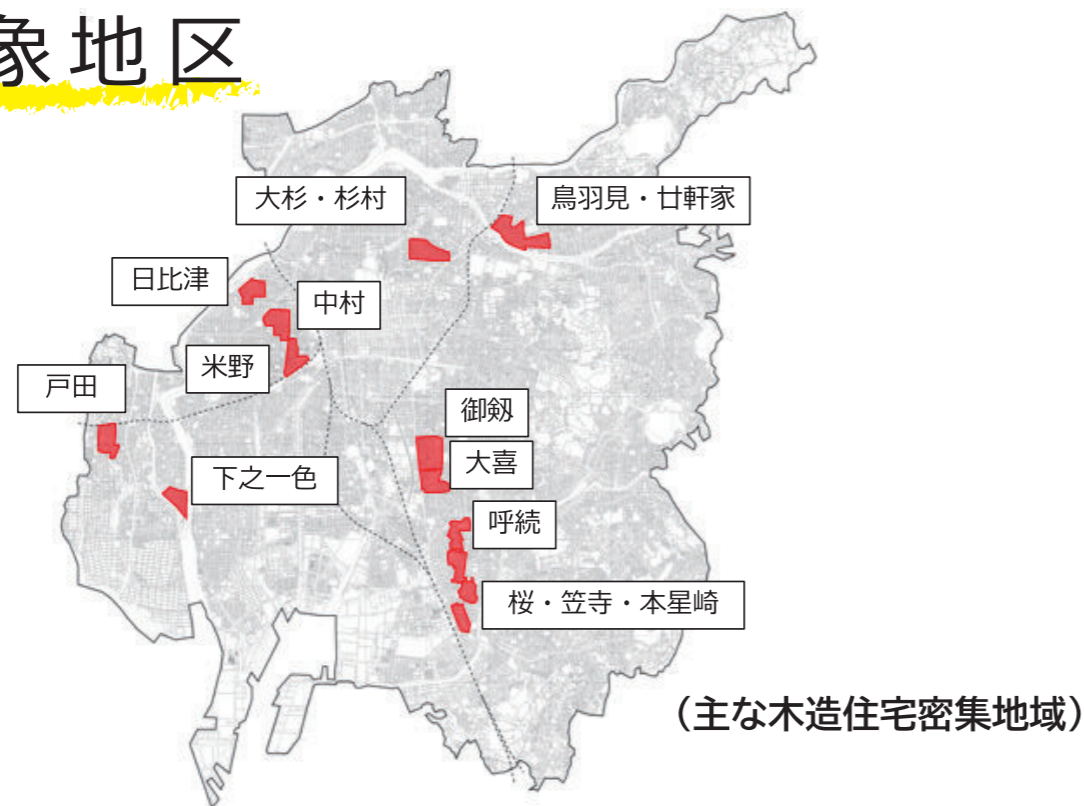


5 対象地区



古い木造住宅、
道路沿いのブロック塀の
除却・撤去を助成します

老朽木造住宅除却助成
木密地域ブロック塀等撤去助成
(木造住宅密集地域改善助成)

区名	町名	区分
北区	生駒町、大蔵町、大杉町、神明町、長田町、中杉町、東大杉町、東大曾根町 東長田町、東水切町、水切町	全域
	大曾根一丁目、紅雲町、志賀本通、城東町、杉栄町	一部
中村区	大秋町、上米野町、郷前町、大正町、中島町、則武本通、日比津町、深川町、松原町	全域
	黄金通、寿町、権現通、下米野町、太閤通、大門町、高道町、鳥居通、長戸井町、賑町 羽衣町、日吉町、本陣通、道下町、森田町、若宮町	一部
昭和区	滝子通	全域
瑞穂区	太田町、亀城町、雁道町、春鼓町、大喜新町、大喜町、竹田町、直来町、船原町、平郷町 宝田町、豆田町、御劔町	全域
	上坂町、田光町、豊岡通、堀田通、瑞穂町	一部
中川区	戸田一丁目、戸田二丁目、戸田三丁目、戸田四丁目	全域
	供米田三丁目、下之一色町	一部
南区	西桜町、西田町、星園町、本星崎町、呼続二丁目、呼続三丁目、呼続五丁目、呼続元町	全域
	笠寺町、粕島町、菊住一丁目、桜本町、寺部通、戸部町、鳥山町、白雲町、星崎町 本地通、前浜通、松池町、松城町、呼続四丁目	一部
守山区	市場、長栄、鳥羽見一丁目、鳥羽見三丁目、廿軒家、町北、町南、守山一丁目	全域
	鳥羽見二丁目	一部



名古屋市では、安全・快適なまちづくりのために助成を行っています！

1 老朽木造住宅除却助成、木密地域ブロック塀等撤去助成とは

道路が狭く、古い木造住宅が多く残る木造住宅密集地域では、地震のときに、火災の燃え広がりや建物・ブロック塀の倒壊による被害、避難時等の通行の妨げのおそれがあります。

そこで、名古屋市では、こうした地域の防災性と住環境の向上を図るため、老朽木造住宅の除却や道路沿いのブロック塀等の撤去に対して、助成を行っています。

2 対象となる建物やブロック塀は

●老朽木造住宅除却助成

対象地区(主な木造住宅密集地域11地区)内にあり、以下の両方を満たすもの

- ・昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅
- ・住宅として使用しているもの または 申請日の1年以内に使用していたもの

●木密地域ブロック塀等撤去助成

対象地区(主な木造住宅密集地域11地区)内にあり、以下の両方を満たすもの*

- ・道路に面する高さ1メートル以上のブロック塀等(コンクリートブロック塀、石塀、レンガ塀などの塀で門柱を含みます。)
- ・地表面より上部にあるブロック塀等をすべて撤去するもの

*主な木造住宅密集地域以外でも、ブロック塀等撤去の助成を行っています。ただし、条件が一部異なり、助成額の上限額は10万円となります。

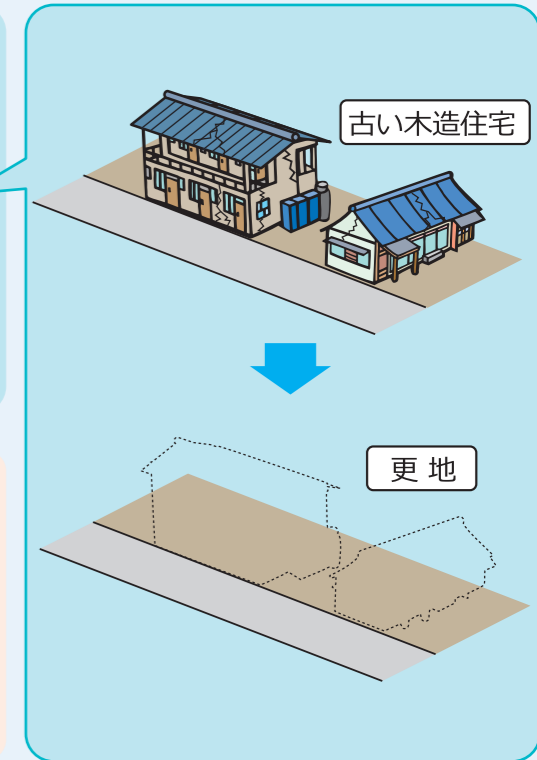
3 助成金額

●老朽木造住宅除却助成

- ①と②のうち、低い額の1/3を助成(上限額**40万円**)
- ① 対象建物の除却に要する費用
 - ② 対象建物の延床面積×**9,600円/m²**
- ※除却後の固定資産税・都市計画税の取り扱いについては、その物件を担当する市税事務所へお問い合わせください。

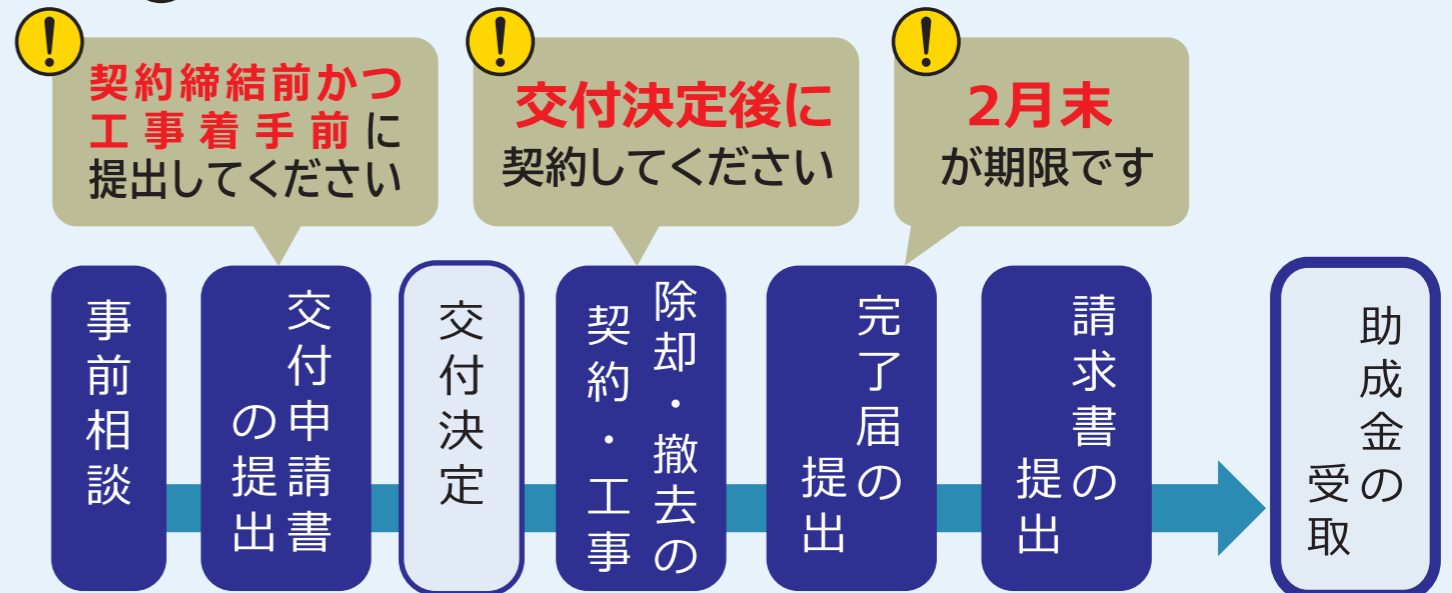
●木密地域ブロック塀等撤去助成

- ③と④のうち、低い額を助成(上限額**15万円**)
- ③ 対象ブロック塀等の撤去費用×3/4
 - ④ 対象ブロック塀等の長さ×**9,000円/m**



4 手続きの流れ

⚠ 交付決定前に除却・撤去工事を契約すると助成の対象になりません。



※木造住宅除却助成の利用者は、建替え時に「フラット35」地域連携型が利用できます